

原議保存期間	20年(令和25年3月31日まで)
有効期間	一種

警視庁交通部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第47号
警察庁丁交企発第224号
令和4年9月14日
警察庁交通局交通規制課長
警察庁交通局交通企画課長

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通規制関係事務等の運用について(通達)

道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号。以下「改正法」という。)、道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第54号。以下「改正府令」という。)等の施行に当たり、改正法等の趣旨、内容及び留意事項については、「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通警察の運営について(通達)」(令和4年9月14日付け警察庁丙交企発第88号ほか)をもって通達されたところであるが、改正法による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第44条第2項第2号並びに改正府令による改正後の道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)第6条の3の2及び第6条の3の3に係る交通規制関係事務等の運用上留意すべき事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 「旅客の運送の用に供する自動車」について

改正法により、新たに乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場(以下「停留所等」という。)における停車及び駐車(以下「駐停車」という。)を禁止する場所の規制から除外することができることとなる自動車として、道路運送法(昭和26年法律第183号)上の位置付けのない、

- 地方公共団体による行政サービスとして住民の無償運送を行う自動車
- 企業による実証実験として住民の無償運送を行う自動運転バス
- 病院、介護施設、教育施設等に住民を無償で送迎する自動車

等を想定しているところ、家族、友人の送迎等私的な運送を行う自動車については、旅客の運送の用に供する自動車には当たらないことに留意すること。

2 関係者による合意の方法

(1) 合意に係る書面への記載

府令第6条の3の2に規定する合意の方法は、従来的一般旅客自動車運送事業用自動車又は自家用有償旅客運送用自動車による駐停車に関する合意の方法と同

様であるところ、旅客の運送の用に供する自動車には、道路運送法上の位置付けがない自動車も含まれることから、合意に係る書面には、必要に応じて、当該自動車を特定する事項（当該自動車の運行主体や当該自動車の車体に表示されている名称等）を適切に記載すること。

(2) 関係者の負担軽減

停留所等における駐停車を禁止する場所の規制から除外する対象の拡大に伴い、新たに当該規制から除外される自動車が増加することが見込まれる。

加えて、停留所の名称等、関係者による合意に含まれている事項が変更された場合にも、基本的には、当該変更に係る合意を行うことが必要と考えられることから、改正法の施行後は、関係者による合意の回数が増加し、関係者の負担や、公示等に係る事務が増大することが想定される。

このため、関係者の負担軽減の観点から、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議等の活用や、関係者が一堂に会する場を設けるなどといった、これまで指示してきた方法に加え、オンライン会議、電子メールによる合意書の送付といった対応を検討すること。

加えて、警察行政の効率化の観点から、当該合意に係る専決区分の整備についても併せて検討すること。

3 自動運転バスの実証実験に関する対応

従前から、政府の規制改革推進会議における議論を踏まえ、無償の運送を行う自動運転バスの実証実験の実施主体と路線バス事業者との間で、当該実証実験の目的や内容について合意している場合等には、法第44条第2項第1号を適用し、当該自動運転バスによる停留所等への駐停車を可能とする暫定的な運用を行ってきたところである。

この点、改正法の施行後は、当該駐停車については同項第2号に規定する合意の対象に含まれることとなることから、今後、同様の駐停車については同号に規定する手続の対象とするとともに、既に実施されている実証実験に伴う駐停車についても、改正法の施行後の早期に同号に規定する手続を行うことができるよう、所要の措置を講じること。